

東北工業大学が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項

(目的)

第1条 学校法人東北工業大学(以下「本学」という。)における建設工事を除く物品の購入、製造、役務及びその他の契約(以下「契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、「取引停止」とは競争契約における指名停止、及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 理事長は、建設工事を除き業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という)に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、状況に応じて別表各号及びこの要項が定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が一つ事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中または、当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短縮は、当該各号に定める短期の2倍とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 理事長は、取引停止の期間中に業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者に対する取引停止を解除するものとする。

5 理事長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5条 理事長は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消するものとする。

(取引停止措置等の公表)

第6条 理事長は、第3条の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除をしたときは、当該業者に対して遅滞なく通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 理事長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けしている場合は、この限りでないものとする。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第8条 理事長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

<別表第1> 事故等に基づく措置基準（第3条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>1 虚偽記載</p> <p>本学発注の契約に係る競争契約及び随意契約において、入札前又は契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>2 過失による粗雑な契約履行</p> <p>本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p>
<p>3 契約違反</p> <p>第2に掲げる場合のほか、本学発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>4 落札決定後の契約辞退</p> <p>本学発注の契約に係る競争契約において、落札決定後に契約締結の辞退をしたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>5 その他</p> <p>前各号に準ずる行為等により、本学発注の契約の相手方として不適當であると認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 前各号に準じて 理事長が定める期間</p>

<別表第2> 賄賂、不正行為に基づく措置基準（第3条関係）

<p>1 本学の役員または職員に対する贈賄</p> <p>次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められる肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（当時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6ヶ月以内</p>
<p>2 独占禁止法違反行為</p>	

<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）。第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 19 条に違反し、公正取引委員会から排除勧告又は課徴金命令を受けたとき、若しくは同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内</p>
<p>3 談 合 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 9 6 の 3 に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2 か月以上 1 2 か月以内</p>
<p>4 架空取引等による不正行為 本学の役員又は職員と共謀して、架空又は事実と相違する取引を偽装し、不正に代金を受領したと認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2 か月以上 9 か月以内</p>
<p>5 不正又は不誠実な行為 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められたとき。</p>	<p>当該認定した日から 1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>6 その他 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表取締役が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められたとき。</p>	<p>当該認定して日から 1 か月以上 9 か月以内</p>